

定 款

A e r o E d g e株式会社

平成27年9月7日作成
平成28年3月18日変更
平成28年4月22日変更
平成28年6月27日変更
平成30年4月5日変更
平成30年9月7日変更
令和2年5月12日変更
令和2年9月29日変更
令和3年12月18日変更
令和4年9月28日変更
令和5年3月15日変更
令和5年3月17日変更
令和8年1月1日変更
令和8年7月1日変更

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、A e r o E d g e株式会社と称し、英文では A e r o E d g e C o . , L t dと表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 動力伝導部品の製造、販売、修理及び加工並びにリース
2. 航空機、航空機用機器、宇宙機器等及びこれらの部品の製造、販売、修理及び加工並びにリース
3. 内燃原動機及びこれらの部品の製造、販売、修理及び加工並びにリース
4. 原動機、電気機械器具、産業機械器具、荷役機械器具、工作機械器具及びこれらの部品の製造、販売、修理及び加工並びにリース
5. 不動産及びこれに付帯する各種設備、装置の賃貸及び売買
6. ソフトウェアの設計開発、プログラム作成、販売、賃貸、保守及び運営管理
7. 情報の処理及び提供、技術・技能等に関する各種教育訓練
8. 一般労働者派遣事業、特定労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
9. 前各号に掲げるもののコンサルティング業務
10. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を栃木県足利市に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、78,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

第10条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務所取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故、若しくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集する。

(議 長)

第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

- 2 取締役社長に事故、若しくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会の議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主が代理人によってその議決権を行使しようとするときは、その代理人の数は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出することを要する。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、取締役会及び代表取締役

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、7名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

2 取締役社長は、当社を代表する。

3 取締役社長のほか、取締役会の決議により、当社を代表する取締役を定めることができる。

4 取締役社長は、当社の業務を統轄し、取締役副社長及び専務取締役は、取締役社長を補佐してその業務を執行し、常務取締役は取締役社長を補佐してその業務を分掌する。

(取締役会の招集及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故、若しくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

3 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第26条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

2 取締役会の議事録は、10年間当社の本店に備え置くものとする。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第34条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第31条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(常勤監査役)

第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 各監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行なう。

- 2 監査役会の議事録は、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程によるものとする。

(監査役の報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第43条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(剰余金の配当)

第44条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(中間配当金)

第45条 当社は、取締役会の決議により、毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第46条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

2 未払の配当金には利息をつけない。